

2024年
11月1日
施行

今すぐ知りたい フリーランス法

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため
「取引の適正化」と「就業環境の整備」を図ることを目的とした法律です

対象

発注事業者

フリーランス

対象外

消費者など

フリーランスに業務委託する事業者で

従業員を使用するもの

(企業など)

業務委託の相手方である事業者で

従業員を使用しないもの

(個人、一人社長など)

→
業務委託
(すべての業務
が対象)

事業者ではなく消費者との業務委託

不特定多数への販売



発注事業者に義務発生!

発注事業者の義務・禁止行為

取引の
適正化
(公正取引委員会、
中小企業庁担当)

書面等による
取引条件の明示

業務委託をした場合、書面または電磁的方法(メール、SNSメッセージ等)により、直ちに取引条件を明示すること。

報酬支払期日の
設定・期日内の支払

発注した物品などを受け取った日から数えて60日以内(できるだけ短い期間)で支払期日を定めて、その日までに報酬を支払うこと。

禁止行為

1か月以上の業務を委託した場合、7つの行為が禁止される。
(受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し)

就業環境
の整備
(厚生労働省担当)

募集情報の
的確表示広告などにフリーランスの募集情報を掲載するときには、虚偽表示や誤解を与える表示をせず、内容を正確かつ最新の状態にしておくこと。
※募集情報には、氏名(名称)、住所、連絡先、業務内容、業務を行う場所、報酬(6情報)の記載が必要。育児介護等と業務
両立への配慮

6か月以上の業務を委託したフリーランスからの申出に応じて、育児介護と業務を両立できるよう配慮すること。

ハラスメント対策に
関する体制整備フリーランスに対するハラスメント対策として、以下の措置を講じること。

- ・ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化と周知・啓発
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

中途解除等の事前
予告・理由開示

6か月以上の業務委託を中途解除や不更新とする場合、解除日や契約満了日の30日前までに予告すること。理由を求められたら開示すること。

この資料に関するお問い合わせ先 TEL 086-225-2017



ひと、くらし、みらいのため
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 岡山労働局 雇用環境・均等室

法違反があつた場合



申出

「発注事業者に法違反と
思われる行為があり、
是正を求めたい！」

- ・フリーランスは、オンラインや行政機関の窓口で申出が可能。
- ・厚生労働省の場合、都道府県労働局が窓口です(内容により担当行政機関が異なります)。

調査(報告徴収・立入検査)

- ・必要な助言・指導・勧告を実施。
- ・勧告に従わない場合は命令・公表を行います。
- ・命令違反をした場合は50万円以下の罰金も。

●フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する問い合わせ先

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017



特設サイト

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3F

●フリーランス、個人事業主向けの契約・お仕事上のトラブルに関する相談先

フリーランス・トラブル110番 TEL 0120-532-110

(厚生労働省委託事業)

(受付時間 9:30~16:30／土日祝日を除く)



公式サイト

相談から解決まで、弁護士がワンストップ・無料でサポートします！
和解あっせん手続きも可能。法違反か分からぬ場合などもお気軽にご相談を。

●発注事業者等向けのフリーランスとの取引上のトラブルに関する相談先

▶ 法テラス岡山 TEL 0570-078354 ※相談予約番号。Web上でも予約可。
(受付時間 平日9:00~17:00) ※法人対象外・法律相談は資力要件あり



法テラス岡山

〒700-0817 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F 他



岡山弁護士会

▶ 岡山弁護士会 TEL 086-234-5888 ※相談予約専用番号
(受付時間 平日9:00~16:30)

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29

※いずれも事前予約のうえご相談ください

関係省庁委のHPでは詳しい資料、最新の情報を提供中。こちらもぜひご覧ください。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省